

Ⅲ 個人情報保護制度の実施状況(令和4年4月～令和5年3月)

1 個人情報ファイル登録等の状況(平成5年3月31日現在)

実施機関	個人情報ファイル登録票	外部委託登録票	目的外利用記録票	外部提供記録票
区 長	795	274	180	245
政 策 経 営 部	31	6		2
総 務 部	50	22	12	20
区 民 部	93	32	15	49
文 化 商 工 部	55	5	4	9
環 境 清 掃 部	36	2		2
保 健 福 祉 部	290	159	90	134
子 ども 家 庭 部	94	9	44	16
都 市 整 備 部	144	38	15	12
会 計 管 理 室	2	1		1
教 育 部	96	20	10	7
選 挙 管 理 委 員 会	6	2		7
監 査 委 員				1
合 計	897	296	190	260

2 審議会諮問・答申状況

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第1回] 5/19(木)	<p>[4 諮問第1号] オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>[4 諮問第2号] 児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第3号] 新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>[4 諮問第4号] ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[4 諮問第5号] 令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p>	5月19日	<p>[2 答申第1号] オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>[2 答申第2号] 児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置</p> <p>[2 答申第3号] 新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>[2 答申第4号] ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第5号] 令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p>
[第2回] 7/27(水)	<p>[4 諮問第6号] インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合</p> <p>[4 諮問第7号] インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第8号] 被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>[4 諮問第13号] 児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第14号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更</p> <p>[4 諮問第15号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第9号] 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供</p>	7月27日	<p>[4 答申第6号] インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合</p> <p>[4 答申第7号] インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置</p> <p>[4 答申第8号] 被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>[4 答申第13号] 児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置</p> <p>[4 答申第14号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更</p> <p>[4 答申第15号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p> <p>[4 答申第9号] 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供</p> <p>【上記事項について取下げ】</p>

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第2回] 7/27(水)	[4 諮問第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 諮問第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 諮問第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置	7月27日	[4 答申第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 答申第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 答申第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置 【上記事項について継続審議】
[第3回] 9/8(木)	[4 諮問第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 諮問第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 諮問第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置 [4 諮問第16号] 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置 [4 諮問第17号] 公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合	9月8日	[4 答申第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 答申第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 答申第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置 [4 答申第16号] 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置 [4 諮問第17号] 東京都「次世代ウェルネスソリューション構築事業」のモデル事業実施に係る保有個人情報の外部提供 【上記事項について承認】
[第4回] 12/8(木)	[4 諮問第18号] 特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合 [4 諮問第19号] 児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について	12月8日	[4 答申第18号] 特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合 [4 諮問第19号] 児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について 【上記事項について承認】
[第5回] 2/2(木)	[4 諮問第20号] e-GOVサイトとの電子計算機の結合	2月2日	[2 答申第27号] e-GOVサイトとの電子計算機の結合 【上記事項について承認】

3 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	74	34	38	9 (8)		11	70	
訂正	1			1		/		
削除								
中止								

※受付件数と決定内容の合計数が異なるのは、1件の受付で複数の開示決定がなされたものがあったため

(第1四半期 4月～6月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	26	10	15	2 (2)		1	26	
訂正						/		
削除								
中止								

(第2四半期 7月～9月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	13	5	7	1		1	12	
訂正						/		
削除								
中止								

(第3四半期 10月～12月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	21	11	12	3 (3)		5	21	
訂正						/		
削除								
中止								

(第4四半期 1月～3月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	14	8	4	3 (3)		4	11	
訂正	1			1		/		
削除								
中止								

(1) 実施機関別内訳

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	72	33	37	9 (8)		11	68	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	6	2	3	1 (1)		2	4	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
区民部	開示	15	11	1	5 (5)		5	12	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	42	19	22	3 (2)		2	42	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	10	1	11			2	10	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示	2	1	1				2	
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	74	34	38	9 (8)		11	70	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								

※受付の合計数が内訳の合計数より1件少ないのは、1件の受付で複数の部局へ請求がされたため

(第1四半期 4月～6月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	26	10	15	2 (2)		1	26	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	3		3				3	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	6	4		2 (2)		1	5	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	15	6	9				15	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	2		3				3	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	26	10	15	2 (2)		1	26	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第2四半期 7月～9月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	13	5	7	1		1	12	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	2	2				1	1	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	10	3	6	1			10	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	1		1				1	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	13	5	7	1		1	12	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第3四半期 10月～12月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	19	10	11	3 (3)		5	19	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	2	1		1 (1)		1	1	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	3	3	1	1 (1)		3	2	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	10	5	5	1 (1)		1	10	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	5	1	5				6	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示	2	1	1				2	
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	21	11	12	3 (3)		5	21	
	訂正								
	削除								
	中止								

※受付の合計数が内訳の合計数より1件少ないのは、1件の受付で複数の部局へ請求がされたため

(第4四半期 1月～3月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	14	8	4	3 (3)		4	11	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	1	1				1		
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
区民部	開示	4	2		2 (2)			4	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	7	5	2	1 (1)		1	7	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	2		2			2		
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	14	8	4	3 (3)		4	11	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								

(2) 開示請求内容別内訳

第1四半期（4月～6月）

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
1	4月1日	令和2年6月から現在までの男女平等推進センターにおける電話相談の記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②評価に関する情報 ③調査・照会に関する情報	男女平等推進センター
	4月13日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号相当) ③取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
2	4月1日	令和2年6月3日から現在までの男女平等推進センターにおける電話相談の記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②評価に関する情報 ③調査・照会に関する情報	男女平等推進センター
	4月13日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号相当) ③取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
3	4月4日	令和2年7月から現在までの住民票の写し発行履歴	開示	写し		総合窓口課
	4月11日					
4	4月4日	亡き母の要介護認定開始時から最後まで の介護認定調査票及び医師の意見書 認知症状の出現から最後まで の状態及び要介護度がわかる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	4月18日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
5	4月4日	亡き母の令和3年1月1日から4月18日 までの被保険者等給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	4月11日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
6	4月5日	印鑑登録時から現在までの印鑑登録の管理記録及び抹消の記録	非開示	閲覧	不存在	総合窓口課
	4月19日					
7	4月6日	被後見人の令和3年8月から令和4年2月までの高額介護(予防)サービス支給決定通知書及び被保険者給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	4月14日					
8	4月7日	義兄の生活福祉課にあるケース記録未支給又は未返還金の有無とその金額、電話番号、生活保護費の振込先口座、租税及び一般債務の有無とその内容、自動車・バイク等の所持に関わる資料、本人が死亡したことを区が知った時期と経緯	一部開示	写し	第三者情報	生活福祉課
	4月21日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
9	4月11日	亡き父の認定を受けた時から現在までの介護保険・要介護認定・要支援認定等結果通知書	開示	写し		介護保険課
	4月12日					
10	4月13日	亡き姉の平成28年4月以降の障害福祉に関する記録	一部開示	写し	①通報等に関する情報 ②第三者情報 ③虐待の判断の過程や判断の材料等に関する情報、成年後見申立て及び審判結果	障害福祉課
	5月26日				①法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、開示することができないと認められるため (条例第18条第1号該当) ②開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
11	4月13日	亡き姉の平成28年4月以降の生活保護に関する記録	一部開示	写し	①第三者の情報 ②調査・照会に関する情報	生活福祉課
	4月27日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
12	4月14日	令和4年の転入時から現在までの住民票の発行及び閲覧履歴	開示	写し		総合窓口課
	4月22日					
13	4月15日	家賃扶助が2人世帯分支給されるべきところ誤って1人世帯分支給されていた期間及びその期間における未給付額の分かる資料 令和4年4月14日に行った面談の際に提示されたメモ（5月末日に支給される金額残金19万円台が記載された手書きのメモ）	一部開示	写し	面談時のメモ	生活福祉課
	4月27日				不存在	
14	4月25日	令和元年8月1日付け開示を受けて以降のエポック10での一般相談及びDV相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②相談記録のうち評価等に関わる部分	男女平等推進センター
	4月28日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号相当)	
15	5月10日	亡き母の介護認定調査票等、主治医意見書等及び介護度とその時の症状のわかる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	5月25日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
16	5月11日	亡き父の平成30年6月18日時点の要介護度の分かる資料	開示	写し		介護保険課
	5月16日					
17	5月12日	亡き父の平成25年11月から29年11月までの介護保険認定調査票、主治医意見書、認定結果通知、その他提出された全ての資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	5月25日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
18	5月18日	平成18年3月から23年3月までの印鑑登録証明書の発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	5月25日					
19	5月23日	令和4年2月9日付けでした精神保健福祉手帳申請の添付書類である診断書	開示	写し		長崎健康相談所
	5月26日					
20	5月24日	亡き母の平成28年1月以降の介護認定審査会資料一式（主治医意見書）	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	6月7日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
21	5月25日	委任者の令和2年から現在までの要介護認定結果通知	開示	写し		介護保険課
	6月7日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
22	6月2日	令和3年11月から現在までの「子育て支援課」と「東部子ども家庭支援センター」での子育て相談と女性相談に関する相談記録	一部開示	写し	第三者情報	子育て支援課
	6月6日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
	6月2日		一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	6月29日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
23	6月20日	相談開始から現在までの子ども家庭支援センターでの相談記録	一部開示	写し	①法人等の情報 ②評価等に関する情報 ③調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	6月29日				①区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
24	6月23日 7月4日	令和元年10月5日から現在までの住民票発行履歴	開示	写し		総合窓口課
25	6月23日 7月4日	令和3年12月から令和4年1月までの住民票の写し及び印鑑証明書の発行履歴	開示	写し		総合窓口課

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
26	6月24日	委任者の介護認定時から現在までの 主治医意見書及び認定調査書	一部 開示	写し	第三者情報	介護保険課
	7月20日				開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	

(2) 開示請求内容別内訳

第2四半期(7月~9月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
27	7月13日	相談開始から現在までの東部子ども家庭支援センターでの相談記録	一部開示	写し	①法人等の情報 ②評価等に関する情報 ③調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	8月1日				①区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
28	7月19日	委任者の介護保険認定度が2から4になった時の主治医意見書及び認定調査票	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月2日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
29	7月20日	委任者の令和4年5月27日に認定されたときの認定調査票	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月3日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
30	7月22日	亡き母の直近の要介護度がわかる資料(要介護度決定通知書)	開示	写し		介護保険課
	7月27日					
31	7月26日	亡き母の平成24年から死亡までの認定調査票、主治医意見書、認定結果通知	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月23日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
32	7月27日	令和4年7月23日から現在までの住民票の写しの発行履歴	開示	閲覧		総合窓口課
	7月28日					
33	7月29日	亡き父の介護認定開始時から死亡までの要介護度がわかる資料	開示	写し		介護保険課
	8月12日					
34	8月10日	亡き母が平成29年と令和元年に要介護認定を受けた際の認知機能検査シート(記入済)、主治医意見書及び医師名もしくは医師所属名の分かる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月24日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
35	8月17日	令和3年1月1日から令和4年8月17日までの印鑑登録証明書の発行履歴（改印を令和4年7月1日に行っているため、改印前の発行履歴も含む）	開示	写し		総合窓口課
	8月30日					
36	8月30日	被後見人の亡き母の令和2年度及び令和3年度の介護保険認定情報のうち、認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果の分かる資料 令和2年1月から令和3年6月までの介護保険被保険者給付実施台帳（サービス業者名、給付内容などの分かる資料）	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	9月13日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
37	9月7日	亡き母の平成30年9月25日から令和3年12月6日までの介護保険給付台帳など介護保険の利用状況のわかる資料	開示	写し		介護保険課
	9月8日					
38	9月13日	亡き父の介護保険に関する書類のうち要介護認定・要支援認定申請書及び区分変更申請書	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	10月7日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
39	9月22日	委任者の令和4年9月6日に介護認定された時の認定調査票	非開示	写し	本人の代理人又は遺族による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の意思に反し、又は本人の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第4号該当)	介護保険課
	11月7日					

(2) 開示請求内容別内訳

第3四半期(10月~12月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
40	10月3日	令和3年11月ごろに男女平等推進センターで行った夫のモラハラに関する相談記録 子ども家庭支援センターで行った子の父からのモラハラ及び子への教育虐待に関する相談記録のうち初回分子育て支援課女性相談での夫のモラハラ及び離婚に向けての相談記録のうち初回分	開示	写し		男女平等推進センター
	10月11日					
	10月3日		一部開示	写し	評価・判定に関する情報 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であつて、本人に開示しないことが相当であると認められるため(条例第18条第5号該当)	子ども家庭支援センター
	10月11日					
	10月3日		一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため(条例第18条第2号該当)	子育て支援課
	10月13日					
41	10月3日	亡き母の主治医意見書及び令和3年12月1日から令和4年7月30日までの被保険者給付実績台帳	一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため(条例第18条第2号該当)	介護保険課
	10月17日					
42	10月3日	亡き母の要介護度がわかる資料及び認定調査票	一部開示	閲覧	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため(条例第18条第2号該当)	介護保険課
	10月17日					
43	10月5日	平成27年4月27日に生活福祉課あてにFAX送信した書面	開示	写し		生活福祉課
	10月17日					
44	10月5日	平成29年4月22日に生活福祉課あてにFAX送信した書面	開示	写し		生活福祉課
	10月17日					
45	10月5日	平成30年4月17日に生活福祉課あてにFAX送信した書面	開示	写し		生活福祉課
	10月17日					
46	10月18日	令和3年7月15日から令和3年10月21日までの女性相談及び家庭相談の相談記録	開示	写し		子育て支援課
	10月25日					
47	10月27日	委任者の令和3年12月に池袋保健所に提出した、小児慢性特定疾病医療受給者証更新に関する書類のうち、病院が作成した医療意見書	開示	写し		健康推進課
	11月4日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
48	11月10日	令和4年6月1日から令和4年11月10日までの戸籍謄本・抄本の発行の日付が分かる資料及び交付申請書	開示	写し		総合窓口課
	11月17日					
	11月10日		一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
	11月17日					
49	11月11日	委任者の現在から3か月前までの介護保険認定情報のうち、認定調査票、主治医意見書、サービス利用票	一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	11月25日					
50	11月15日	平成26年から現在までの東部子ども家庭支援センターにおける相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③評価・判定に関する情報 ④調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	12月9日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ④取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
51	11月15日	親権を持つ子の平成26年から現在までの東部子ども家庭支援センターにおける相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③本人の権利利益を不当に害する情報 ④評価・判定に関する情報 ⑤調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	12月9日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③本人の代理人又は遺族による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の意思に反し、又は本人の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第4号該当) ④個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ⑤取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課	
	決定日				非開示理由		
52	11月15日	親権を持つ子の平成26年から現在までの東部子ども家庭支援センターにおける相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③本人の権利利益を不当に害する情報 ④評価・判定に関する情報 ⑤調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター	
	12月9日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③本人の代理人又は遺族による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の意思に反し、又は本人の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第4号該当) ④個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ⑤取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)		
53	11月15日	令和4年7月7日契約の高南保育園改築に伴う基本・実施・解体他設計業務請負の資料のうち私の名前のあるもの	非開示	閲覧	不存在	施設整備課	
	11月22日						
54	11月17日	被後見人の亡き母の平成26年6月2日認定分及びそれ以前の認定に係る介護保険認定情報のうち、認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果の分かる資料 平成20年11月から平成21年11月までの介護保険被保険者給付実施台帳(サービス業者名、給付内容などの分かる資料)	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課	
	12月1日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)		
	11月17日		非開示	写し	不存在		
	12月1日						
55	11月22日	令和4年11月17日付け要介護認定・要支援認定結果に係る認定調査票及び主治医意見書	開示	写し		介護保険課	
	12月6日						
56	12月1日	令和3年から現在までの戸籍謄本、住民票の写しの発行及び閲覧履歴	開示	閲覧		総合窓口課	
	12月6日						
	12月1日		非開示	閲覧	不存在		
	12月6日						

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
57	12月2日	委任者の直近の介護認定の時の認定調査票及び主治医意見書	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	12月28日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
58	12月8日	令和4年2月から現在までの住民票の写しの発行履歴	開示	閲覧		総合窓口課
	12月19日					
59	12月13日	平成27年から平成31年までの就学相談、教育相談、その他教育センターで行った相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②協議に関する情報	教育センター
	12月27日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当)	
60	12月13日	親権を持つ子の平成27年から平成31年までの就学相談、教育相談、その他教育センターで行った相談記録	開示	写し		教育センター
	12月27日					

(2) 開示請求内容別内訳

第4四半期（1月～3月）

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
61	1月6日	令和3年12月13日に長崎健康相談所に福祉手帳の申請を行った時の提出書類のうちの診断書	開示	写し		長崎健康相談所
	1月11日					
62	1月30日	平成31年1月から現在までの印鑑証明書発行履歴	開示	写し		総合窓口課
	2月1日					
63	2月2日	亡き母の介護保険認定当初の認定調査票、主治医意見書及び要介護認定結果の分かる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	2月10日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
64	2月9日	児童相談所の記録のうち記録開始から養育権が東京都に移るまでの全ての記録	一部開示	閲覧	①請求者以外の個人情報に関する部分②他機関との連絡調整に関する部分③裁判内容に関する部分、行政機関内部の意思決定に関する部分	児童相談課
	6月30日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
65	2月9日	現在から5年前までの戸籍謄本及び住民票の写しの発行履歴	開示	写し		総合窓口課
	2月16日					
66	2月17日	防災危機管理課に対して職員の対応について苦情を申し立てた内容のわかる資料	開示	閲覧		防災危機管理課
	2月21日					
67	2月27日	委任者の直近の主治医意見書及び認定調査票	開示	写し		介護保険課
	3月13日					
68	3月1日	委任者の直近の認定調査票	開示	写し		介護保険課
	3月9日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
69	3月2日	児童相談所の記録のうち養育に関する裁判所の決定が下った日から措置解除までの全ての記録	一部開示	閲覧	①請求者以外の個人情報に関する部分②他機関との連絡調整に関する部分③裁判内容に関する部分、行政機関内部の意思決定に関する部分	児童相談課
	6月30日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
70	3月3日	亡き母が平成28年に要介護認定を受けた時の認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）及び平成23年から27年間の認定調査票及び認定介護度のわかる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	3月17日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
	3月3日		非開示	写し	不存在	
	3月17日					
71	3月7日	亡き祖父の要介護認定時から死亡までの介護保険被保険者給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	3月8日					
72	3月7日	令和4年11月26日から令和5年2月28日までの戸籍の附表の閲覧及び発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月17日					
73	3月8日	令和4年12月1日から令和5年3月8日までの住民票の写し及び住民票の除票の写しの発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月20日					
74	3月10日	平成30年3月から平成31年4月までに生活福祉課へ提出した収入申告書	開示	閲覧		生活福祉課
	3月23日					

(3) 訂正、削除、利用又は提供の中止請求別内容内訳

訂 正

No.	受付日	請 求 内 容	決定 内容	請求の全部または一部に 応じられない理由	担当課
	決定日				
1	3月10日	4 豊総防発第1540号において開示された情報のうち私の意見が削除・役所に都合よく書き換えている内容全て	応じられない	具体的な訂正箇所の指定がなく、また当該訂正請求等の理由が正当であることを証明するために必要な書類の添付がないため	防災危機管理課
	3月31日				

削除、利用及び提供の中止請求については、該当なし

令和4年度 行政情報公開・
個人情報保護制度の実施状況

令和5年（2023年）6月 発行

豊島区 政策経営部 区民相談課
171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号
電話 03-3981-4404